

# 消費者表示の対策に必要な経費

消費者庁表示対策課  
平成30年5月

# 景品表示法の概要

景品表示法は、消費者の自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保するため、一般消費者に誤認される表示や過大な景品類の提供を制限及び禁止している。

## 景品表示法第5条（不当な表示の禁止）

優良誤認  
(5条1号)

商品又は役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

### 不実証広告規制（7条2項）

優良誤認に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が合理的な根拠を示す資料を提出しない場合には、当該表示は優良誤認表示とみなされる。

有利誤認  
(5条2号)

商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示

誤認されるおそれのある表示  
(5条3号)

商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示

- 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 2 商品の原産国に関する不当な表示
- 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 4 不動産のおとり広告に関する表示
- 5 おとり広告に関する表示
- 6 有料老人ホームに関する不当な表示

## 景品表示法第4条（景品類の制限及び禁止）

### 総付制限告示(昭和52年告示第5号)

総付景品 = 商品の購入者等にもれなく提供する景品類

取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の20%

### 懸賞制限告示(昭和52年告示第3号)

懸賞景品

一般懸賞

= 商品の購入者等に対し、くじなどの偶然性、特定行為の優劣等によって提供する景品類

取引価額	景品類限度額（①、②両方の限度内）	
	①最高額	②総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の2%
5,000円以上	10万円	懸賞に係る売上予定総額の2%

共同懸賞

= 一定地域の同業者や商店街が共同実施

景品類限度額（①、②両方の限度内）	
①最高額	②総額
取引価額にかかわらず30万円	懸賞に係る売上予定総額の3%

カード合わせ

= 異なる種類の符票の特定の組合せを提示させる方法を用いた懸賞

⇒ 全面禁止

### 業種別景品告示

- ①新聞業、②雑誌業、③不動産業、④医療用医薬品業・医療機器業及び衛生検査所業

**概要**

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

**課徴金納付命令 (第8条)**

- ・ **対象行為**：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。  
 [ 不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。 ]
- ・ **課徴金額の算定**：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- ・ **対象期間**：3年間を上限とする。
- ・ **主観的要素**：違反事業者が相当の注意を怠った者でないとき認められるときは、課徴金を賦課しない。
- ・ **規模基準**：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

**課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)**

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

**除斥期間 (第12条第7項)**

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

**賦課手続 (第13条)**

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

**返金措置の実施による課徴金額の減額 (第10条・第11条)**

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者からの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

**1: 実施予定返金措置計画の作成・認定**

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

**2: 返金措置の実施**

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

**3: 報告期限までに報告**

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合

**課徴金額の減額**

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合

**課徴金額の納付を命じない**

**施行期日 (附則第1条)**

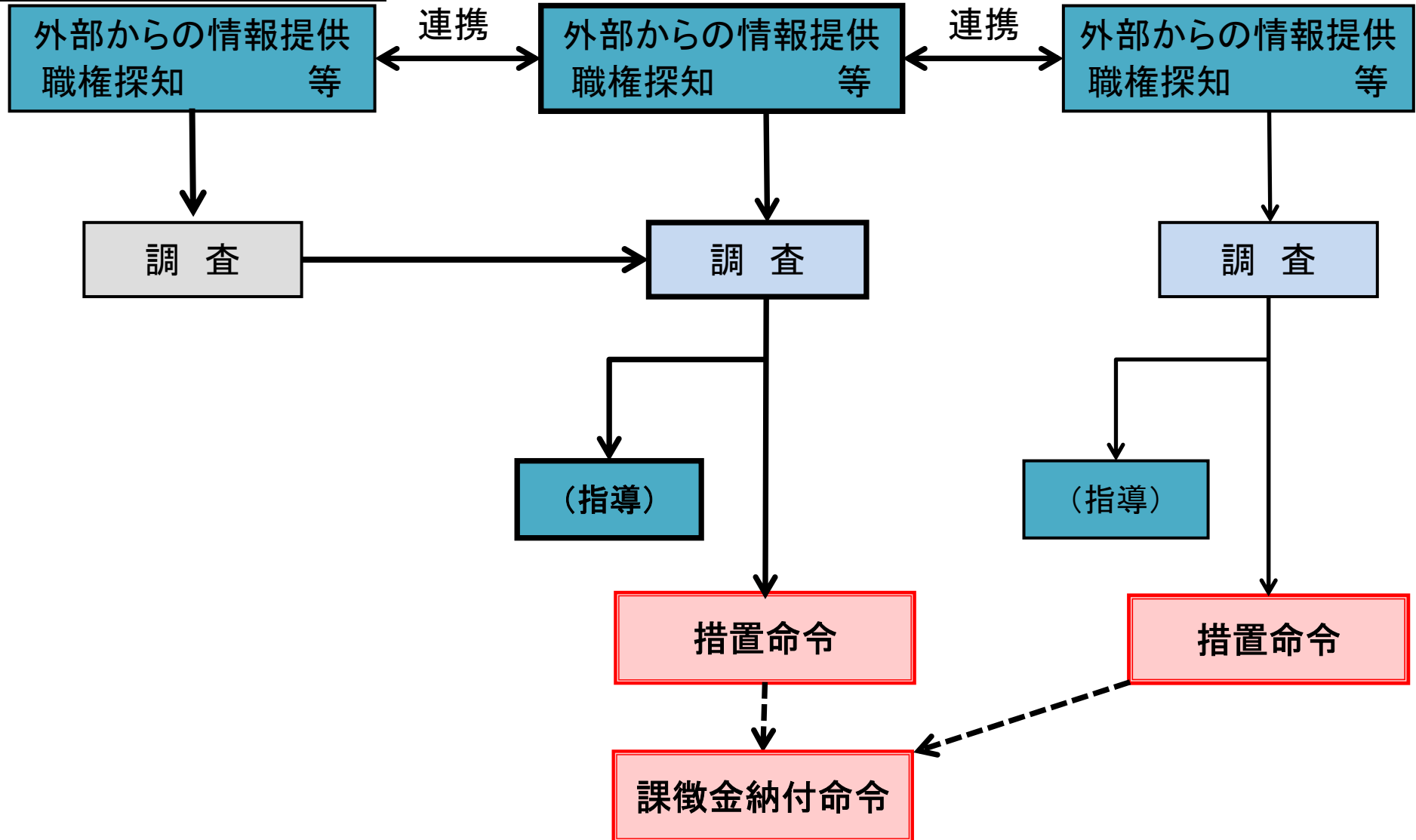
平成28年4月1日に施行

# 景品表示法違反の事件処理手続(平成28年4月1日以降)

【公正取引委員会】  
【事業所管大臣等】

【消費者庁】

【都道府県知事】



(注)措置命令及び課徴金納付命令に関する要件を満たすと認められる事案であることが前提。

# 景品表示法の執行状況 (平成30年3月末現在)

年度		平成19 (2007)	平成20 (2008)	平成21 (2009)	平成22 (2010)	平成23 (2011)	平成24 (2012)	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	合計		年度
国	措置命令 (※1)	56	52	12	20	28	37	45	30	13	27	50	370		措置命令 (※1)
	課徴金 納付命令 (※2)										1	19	20		課徴金 納付命令 (※2)
都道府県(※3)		28	21	26	36	22	29	64	3	3	1	8	指示 229	措置命令 12	都道府県(※3)
	北海道			1	2	3	1	36				1	43	1	北海道
	青森												0	0	青森
	岩手												0	0	岩手
	宮城												0	0	宮城
	秋田	1											1	0	秋田
	山形	1											1	0	山形
	福島		1										1	0	福島
	茨城		1		1	1	2						5	0	茨城
	栃木	1	3	1	6	1	2					1	14	1	栃木
	群馬							1					1	0	群馬
	埼玉	1				4	9		1	1			26	1	埼玉
	千葉	1		1	1		1						4	0	千葉
	東京	1		12	12	3	6	3	2			1	39	1	東京
	神奈川	1	1			2	1						5	0	神奈川
	新潟				3			1					4	0	新潟
	富山												0	0	富山
	石川												0	0	石川
	福井												0	0	福井
	山梨												0	0	山梨
	長野											1	0	1	長野
	岐阜		2	1	1			1			1		5	1	岐阜
	静岡	4	3	1	1	1	3	2			1	2	15	3	静岡
	愛知	2				1		2					5	0	愛知
	三重												0	0	三重
	滋賀		1										1	0	滋賀
	京都	1	1	1		1	1						5	0	京都
	大阪		2		1								3	0	大阪
	兵庫	1	2	2								1	5	1	兵庫
	奈良							2					2	0	奈良
	和歌山				2		2	1					5	0	和歌山
	鳥取	2											2	0	鳥取
	島根				2								2	0	島根
	岡山												0	0	岡山
	広島									1			0	1	広島
	山口	1	1					3					5	0	山口
	徳島	4		1	1			1					7	0	徳島
	香川	1											1	0	香川
	愛媛	1		1		1							3	0	愛媛
	高知			2									2	0	高知
	福岡	1	1		1		1					1	4	1	福岡
	佐賀	2	1		1								4	0	佐賀
	長崎	1											1	0	長崎
	熊本		1	2									3	0	熊本
	大分					3							3	0	大分
	宮崎					1							1	0	宮崎
	鹿児島												0	0	鹿児島
	沖縄				1								1	0	沖縄

※1 平成21年8月末日までは公正取引委員会における排除命令件数。平成21年9月1日以降は消費者庁における措置命令件数。

※2 課徴金納付命令は、平成28年4月1日施行の改正景品表示法により導入。

※3 平成26年11月末日までは指示件数。平成26年12月1日以降は措置命令件数(平成26年度の措置命令件数は0件。)

# 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための 消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法(目的及び概要)

## 1. 目的

平成26年4月及び平成31年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの

## 2. 概要

### 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

### 第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

### 第3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

### 第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

<平成25年10月1日から施行し、平成33年3月31日限りでその効力を失う。>

(法律改正により、同法の期限は、平成30年9月30日から平成33年3月31日に延長された。)

# 家庭用品品質表示法の概要

家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、消費者の商品選択及び合理的使用に資することにより、その利益を保護することを目的とする。

## ○対象品目（第2条）

一般消費者が、通常生活の用に供する、

- ・ 繊維製品
- ・ 合成樹脂加工品
- ・ 電気機械器具
- ・ 雑貨工業品

を政令及び府令で指定。

## ○表示の標準（第3条）

- ・ 成分、性能、取扱い上の注意等の品質に関し表示する事項
- ・ 事業者が表示の際に遵守すべき事項について、告示で規定。

## ○表示例

### 繊維製品



衣服等

### 合成樹脂加工品

原料樹脂 スチロール樹脂  
耐熱温度 80℃  
耐冷温度 -20℃  
容 量 300ml  
取扱い上の注意  
○火のそばに置かないでください。  
○レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によって変質することがあります。

ABC樹脂(株)  
TEL 03-9999-9999

台所用容器等

### 電気機械器具

年間消費電力量 119kWh/年  
区分名 DA  
受信機型サイズ 15V型  
使用上の注意  
・使用方法に関する注意事項  
・点検・手入れに関する注意事項  
・設置に関する注意事項

○電気産業(株)

テレビジョン受信機

### 雑貨工業品



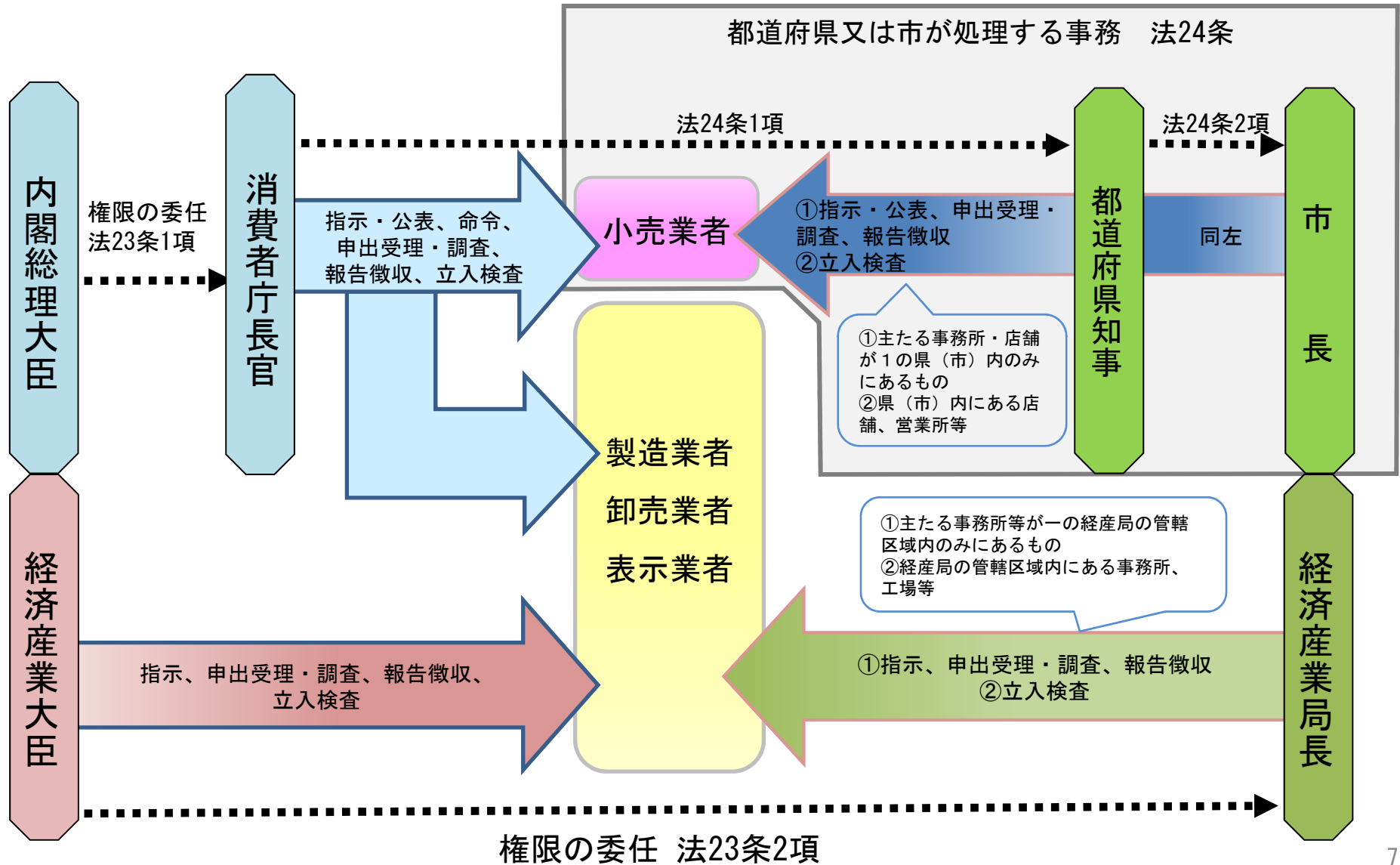
合成洗剤等に係る  
特別注意事項の表示

柄の材質 AS樹脂  
毛の材質 天然毛(豚毛)  
毛の硬さ やわらかめ  
耐熱温度 80℃  
○××株式会社  
TEL 03-9999-9999

歯ブラシ

# 家庭用品品質表示法の執行体制

## 家庭用品品質表示法の執行体制





## ○ 食品表示に関連する法律の執行

- 消費者をあざむく産地偽装や、健康食品の虚偽誇大広告等については、関係法令を補完し合って効率的な法執行を実施。
- 法令違反の事実に対しては、食品表示連絡会議を構成する行政機関で連携しつつ、厳正に対応。

法律名	表示関連部分の概要	関連する行政機関	措置対象事例
景品表示法	一般消費者に誤認をされる表示や過大な景品の提供を制限及び禁止 (表示と広告の規制)	消費者庁、公正取引委員会地方事務所、都道府県	食品の優良誤認表示・有利誤認表示等
健康増進法	健康の保持増進の効果等について、虚偽・誇大な広告等の表示をすることを禁止 (表示と広告の規制)	消費者庁、地方厚生局、都道府県等	健康食品の虚偽・誇大広告
食品表示法	食品関連事業者等に対し、アレルギー、消費期限、原材料、原産地等の表示を義務付け (販売の用に供する食品に関する表示を規制)	消費者庁、農林水産省、国税庁、都道府県等	原産地、原材料、期限表示、添加物等の不適正表示
米トレーサビリティ法	外食店等に対し、米・米加工品に係る産地情報の一般消費者への伝達を義務付け	消費者庁、農林水産省、国税庁、都道府県	消費者に対する米穀等の産地情報伝達違反
食品衛生法	公衆衛生に危害を及ぼすおそれのある食品・添加物等の虚偽・誇大な表示・広告等を禁止	消費者庁、都道府県等	食品表示基準事項の誇大広告

# 食品表示法の執行の流れ

立入検査等

- ・内閣総理大臣…立入検査、報告徴収、物件提出、収去(第8条第1項)
- ・農林水産大臣(酒類以外の食品)…立入検査、報告徴収、物件提出(第8条第2項) 等
- ・財務大臣(酒類)…立入検査、報告徴収、物件提出(第8条第3項)

※権限の委任 内閣総理大臣 → 消費者庁長官(法第15条) → 都道府県知事等(政令第6条、第7条)  
 農林水産大臣 → 地方農政局長(政令第3条)・都道府県知事等(政令第5条)  
 財務大臣 → 国税庁長官(政令第2条) → 国税局長等(政令第4条)

指示命令

表示事項を表示せず  
又は遵守事項を遵守しなかった場合

指示  
(第6条第1項、  
第3項)

消費者庁  
農林水産省  
財務省  
(都道府県等)

命令  
(第6条第5項)

消費者庁  
(都道府県等)

命令違反

原産地(原材料の  
原産地を含む)  
の虚偽の表示

食品を摂取する際の安全性に重要な影響を  
及ぼす事項について、食品表示基準に従った  
表示をしない場合

緊急の必要性

(生命又は身体に対する危  
害の発生又は拡大の防止)

回収等命令  
(第6条第8項)

消費者庁  
(都道府県等)

命令違反

表示違反

立入検査  
等を拒んだ  
とき

罰則

1年以下の懲役又は100  
万円以下の罰金(第20  
条)  
【法人】1億円以下の罰  
金(第22条)

2年以下の懲役又  
は200万円以下の  
罰金(第19条)  
【法人】1億円以下  
の罰金(第22条)

3年以下の懲役若し  
くは300万円以下の罰金  
又は併科(第17条)  
【法人】3億円以下の罰  
金(第22条)

2年以下の懲役若し  
くは200万円以下の罰金又は  
併科(第18条)  
【法人】1億円以下の罰金  
(第22条)

50万円以下の  
罰金(第21条)  
【法人】50万円  
以下の罰金(第  
22条)

# ○ 食品表示法の執行状況

・食品表示法に基づく法的措置件数(平成30年4月30日現在)

年度	平成28 (2016)		平成29 (2017)		平成30 (2018)			平成28 (2016)		平成29 (2017)		平成30 (2018)	
	指示	命令	指示	命令	指示	命令		指示	命令	指示	命令	指示	命令
国(※1)	12		9		0		三重						
都道府県等(※2)	14	1	10	2	1		滋賀						
北海道	2						京都			3			
青森							大阪						
岩手							兵庫	2					
宮城							奈良						
秋田							和歌山					1	
山形							鳥取						
福島	2						島根						
茨城							岡山						
栃木	1						広島						
群馬			1				山口			2			
埼玉	1		1	1			徳島						
千葉	1			1			香川						
東京	1		3				愛媛						
神奈川							高知						
新潟							福岡	2	1				
富山							佐賀						
石川							長崎						
福井							熊本						
山梨							大分						
長野							宮崎						
岐阜							鹿児島						
静岡	2						沖縄						
愛知													

※1 消費者庁、農林水産省及び国税庁における指示及び命令件数。

※2 各都道府県等による指示及び命令件数。